

調査の結果	説明図表番号
<p>(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況</p> <p>屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条では、都道府県は条例（以下「屋外広告物条例」という。）で定めるところにより、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができることとされている。また、都道府県は同法第 5 条により、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、屋外広告物条例で、広告物の形状及び色彩についての設置基準を定めることができることとされ、さらに、同法第 28 条により、市町村にこれらの処理を委任することができることとされている。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、市町村の屋外広告物条例で定められた規制区域において、市町村長の許可を受けずに広告物が設置され、当該広告物の形状及び色彩が条例の設置基準に適合せず、良好な景観又は風致を阻害しているものが 3 件（1 構成資産、2 緩衝地帯（2 遺産））みられた。</p> <p>また、これらの広告物を設置した事業者は、屋外広告物条例の規制内容を承知していなかった。</p> <p>世界文化遺産の保存・管理において、構成資産等に係る良好な景観又は風致の維持は重要であり、地方公共団体の果たすべき役割は大きいものとなっている。しかし、上記のとおり、屋外広告物条例の規制内容が十分に周知されていない状況もみられることから、屋外広告物条例を制定している地方公共団体においては、事業者への規制内容の周知徹底など、屋外広告物条例の遵守に向けた取組を継続的に行っていくことが重要と考えられる。</p>	<p>図表 2－(2)－ イ－(イ)－①</p> <p>図表 2－(2)－ イ－(イ)－②、③</p>

図表 2- (2) - イ - (イ) - ① 屋外広告物法の規定（条例による広告物の表示等の制限）

○ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）＜抜粋＞

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観行政団体である市町村の特例等）

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項 に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-イ-(1)-② 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	構成資産/緩衝地帯	事例の概要
1	富士山－信仰の対象と芸術の源泉	緩衝地帯	赤色の看板が無許可で設置（再掲）
2	姫路城	構成資産	電光掲示の屋外看板が無許可で設置 ※平成 27 年 10 月 30 日改善措置済み
3		緩衝地帯	路上へ突き出す看板が無許可で設置 ※平成 27 年 6 月 17 日改善措置済み

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-(4)-③ 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の例 (No.1 の例)

世界文化遺産名	富士山—信仰の対象と芸術の源泉
構成資産/緩衝地帯	緩衝地帯
設置状況	<p>世界文化遺産である富士山の緩衝地帯に、赤色の看板が無許可で設置されている。当該緩衝地帯は、当該市町村の屋外広告物条例における自然公園規制地域に指定されているため、広告物を設置する場合は市町村長の許可が必要であり、また、屋外広告物条例施行規則により、広告物の形状及び色彩が、良好な景観又は風致を阻害しないことが求められている。このことについて、事業者は、条例の規制内容を承知していなかったとしている。</p> <p>(注) 本事例は、自然公園法違反の事例でもあり、図表 2-(2)-イ-(7)-②「自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例 (一覧表)」の No.6 にも掲載している。</p> <div style="text-align: center;">     </div>

(注) 当省の調査結果による。